

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

キャリアアップ助成金が変わりました! ～ 諸手当制度共通化コース(平成29年度新設)のご案内 ～

1. 支給対象事業主

労働協約又は就業規則において、雇用する有期契約労働者等（有期雇用、パート、派遣等いわゆる非正規）に正規雇用者と共通の諸手当に関する制度を新たに設け、適用した事業主

手続きフロー	
キャリアアップ計画の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置。 ・労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成して、管轄労働局長の確認を受ける。
諸手当制度の共通化の実施	<p>キャリアアップ計画に記載されたキャリアアップ期間中に、労働協約又は就業規則の定めるところにより、雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用者と共通の以下のいずれかの諸手当制度を新たに設け、6ヶ月分の賃金を実際に支給すること。</p> <p>①賞与 ②役職手当 ③特殊作業手当・特殊勤務手当 ④精皆勤手当 ⑤食事手当 ⑥単身赴任手当 ⑦地域手当 ⑧家族手当 ⑨住宅手当 ⑩時間外労働手当 ⑪深夜・休日労働手当</p> <p>※諸手当の名称が一致しない場合でも、手当の趣旨・目的から判断して実質的に該当していれば要件を満たします。 ※現金支給にかぎりません。 ※上記以外にも要件がありますので、ご注意下さい。</p>
助成金の支給申請	<p>対象労働者に、諸手当を含む賃金が6ヶ月支払われた日の翌日から起算して2ヶ月以内に支給申請。</p> <p>○対象となる労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該諸手当制度を適用した日の前日から起算して3ヶ月以上前の日から適用後6ヶ月以上の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。 ・諸手当制度の適用日以降の期間について雇用保険被保険者であること。 ・支給対象事業主又は取締役の3親等以内の親族以外の者であること。 ・支給申請日において離職していないこと。（自己都合退職等を除く）

2. 助成金の支給額

助成金の上限額	<p><1事業所あたり> 1回のみ</p> <p>中小企業 38万円(48万円) 大企業 28.5万円(36万円) ※()内は生産性向上の要件を満たした場合の支給額</p>
---------	---

キャリアアップ助成金の詳細はこちらから(厚生労働省HP)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html